

令和5年度介護職員資格取得支援事業 介護員養成研修受託事業者公募要領

1 事業名

令和5年度介護職員資格取得支援事業

2 公募の趣旨

本事業は、介護業務への就労を希望し、介護人材確保対策事業の「職場体験事業」を行った者を対象に、無料の介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修を開講することで、優良な介護人材の確保及び育成を図るため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の実施事業者を公募する。

3 委託内容

別紙仕様書のとおり

4 実施スケジュール

4月 3日（月）	応募開始
4月17日（月）正午	応募期限（必着）
5月 中旬	受託事業者の決定
5月 中旬	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター（以下、「人材センター」という。）ホームページに受託事業者公開 受講希望者申込受付開始
7月 1日（土）以降	受講者が参加しやすい時期に講座を開始

5 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たすこと

- （1）東京都介護職員初任者研修事業者指定又は東京都介護員養成研修事業者指定を受け、令和4年度に都内での介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の開講・修了実績があり、令和5年度においても当該研修を実施すること。
- （2）本事業応募講座のうち、8月末までに開講する講座において、受講者の募集期間を確保するために、応募時点で既に研修指定機関への研修事業指定申請が済んでいること。
- （3）本事業への応募講座数が各研修5講座以上となる場合は、1講座以上は夏休みコース又は土日祝日のみで構成するコースを設けていること。その場合、夏休みコースを設定することが望ましい。
- （4）本事業への応募講座において応募する定員数の合計が一事業者当たり各研修で100人以下に設定すること。また、1講座の定員は40人以内であること。
- （5）各事業所において各開講講座の参加者募集のための広報活動を十分に行うことができる見込みのあること。
- （6）人材センターホームページ掲載の仕様書及び本事業Q&A等について確認し、本事業の趣旨を理解していること。
- （7）応募する時点において、法令に違反する事実がないこと。
- （8）納期の到来している税に滞納がないこと。
- （9）公的機関その他等との委託契約における契約違反がないこと。
- （10）暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しないこと。

応募資格を満たさない事業者については、応募書類の提出があつた場合でも審査の対象とならない。また、応募書類に不備があるものは対象とならない場合がある。

6 応募手続き

(1) 応募期間

令和5年4月3日(月)～4月17日(月) 正午

(2) 提出する応募書類

ア 応募申込書【様式1】

イ 開設講座一覧【様式2-1、様式2-2】

ウ 委託料の積算内訳【様式3-1、様式3-2】

エ 研修日程表【様式4】

オ 実習施設一覧表【様式5-1、様式5-2】※様式5-1は、実習がある場合のみ提出

カ 「東京都介護職員初任者研修事業者指定通知書」又は「東京都介護員養成研修事業指定通知書」の写し

キ 学則

ク 8月末までに開講する講座における事業指定決定通知書若しくは研修指定機関への研修事業指定申請書の写し ※8月末までに開講する講座を申請する場合のみ提出

(3) 応募方法

上記提出書類を作成の上、郵送にて提出すること。また、上記「(2) 提出する応募書類」のア～オに関しては、登録受付専用メール(kaigo-syutoku@tcs.w.tvac.or.jp)宛にデータ(Excelにて)でも提出すること。

なお、誤送信を防ぐため、あらかじめ人材センターへの送信が可能であることを確認してから、電子データを送信すること。

(4) その他

① 提出後の応募書類の差し替えは原則認めない。

② 提出された応募書類の返却は行わない。

7 受託事業者の決定

(1) 受託事業者決定

応募書類について内容を確認後、応募者に対し、結果を通知する。

なお、決定内容に関する質問や疑義は一切受け付けない。

(2) 受託決定後の取扱い

① 決定された応募者と社会福祉法人東京都社会福祉協議会とで委託契約を締結する。

なお、応募内容の一部(開設講座数、一講座当たりの指定定員数等)を修正の上、委託契約を締結する場合がある。

② 選定された応募者については、本事業の受託事業者として、名称・連絡先・研修日程・会場等を人材センターホームページに公開する。

8 その他

(1) 講座の設定に当たっては、利用者に学生や就業者も含まれることから、夏休みコースや土日祝日コースなど、利用者が利用しやすい日程の設定に努めること。

(2) 個々の開講講座の利用者募集は受託事業者各自で行うことを踏まえ、申請に当たっては各事業者の募集計画に則し、適切に応募講座の設定をすること。

(3) 受託事業者は、人材センターが求める書類を指定された提出期限内に提出すること。提出期限を守らない場合、委託料が支払われないことに加えて来年度以降本事業が実施された場合に申請を認めない場合もあるので留意すること。

<問合せ及び提出先>

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター(介護人材担当)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター5階

TEL03-5211-2910 FAX03-5211-1494 電子データ送付用メールアドレス kaigo-syutoku@tcs.w.tvac.or.jp